

令和6年度

償却資産（固定資産税）申告の手引き

申告は**令和6年1月31日(水)**までにお願ひします。

○申告する資産がない場合、資産の増減がない場合は、その旨申告してください。

○廃業、転出等があった場合は申告書の備考欄に記載してください。

●申告書提出先及び問い合わせ先●

江田島市市民生活部税務課資産税係

〒737-2297 広島県江田島市大柿町大原505番地

電話 0823-43-1636(直通)

申告書を郵送で提出される方で、控の返送を希望される場合は、必ず切手を貼った返信用封筒を同封してください。同封されていない場合は控を返送しませんので、御了承ください。

もくじ

- I 償却資産の概要・・・・・・・・・・・・・1
- II 償却資産の申告について・・・・・・・・・・・・・5
- III 申告書等の主な記載方法について・・・・・・・・10
- IV 償却資産の評価と課税について・・・・・・・・13



江田島市

I 償却資産の概要

1 償却資産とは

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含みます。）をいいます。

償却資産の所有者は、地方税法第383条の規定により、毎年1月31日までに1月1日（賦課期日）現在における償却資産の所有状況について、必要な事項をその所在地の市町村長に申告する義務があります。

2 償却資産の種類と具体例

資産の種類		対象となる主な償却資産の例示
第1種	構築物	舗装路面、屋外排水溝、緑化設備、門・塀、フェンス、屋外広告塔、貯水池、固定資産税上家屋として評価されない建物(自転車置き場、簡易プレハブ倉庫等)、その他土地に定着した土木設備など
	建物附属設備	受変電設備、給排水設備、冷暖房設備、衛生設備等の建設設備のうちで償却資産として取り扱うもの、テナント(賃借人)の方が貸ビル・貸店舗等に施した内装・造作等
第2種	機械及び装置	金属・印刷等の製造加工設備、土木建設設備、ブルドーザー、タイヤショベル等の建設機械、大型特殊自動車(ナンバープレートの分類番号が0、00～09及び000～099のもの)、機械式駐車設備、クリーニング設備、農業用設備など
第3種	船舶	漁船、貨客船、しゅんせつ船、砂利採取船、モーターボート、ヨットなど
第4種	航空機	飛行機、ヘリコプターなど
第5種	車両及び運搬具	フォークリフト等の大型特殊自動車(ナンバープレートの分類番号が9、90～99、900～999ナンバーのもの)、台車など(自動車税や軽自動車税の課税対象となるものを除く。)(農耕作業用自動車については、最高速度が毎時35km以上のもの)
第6種	工具・器具及び備品	パソコン、LAN設備、医療用機器、歯科診療用ユニット、理容・美容器具、看板、厨房機器および用品、冷凍・冷蔵庫、机・椅子、ロッカー、応接セット、陳列ケース、ガス湯沸器等ガス機器、テレビ等映像音響機器、放送機器、室内装飾品、じゅうたん・カーテン、コピー機、レジスター、光学機器、遊戯器具、自動販売機、取付工具等各種工具、観賞用・興行用の生物など

3 業種別償却資産の具体例

償却資産の対象となる主な資産を業種別に例示しますと次のとおりです。

業 種	対象となる償却資産の例示
共 通	受変電設備、舗装路面、緑化施設及び庭園、門・塀、発電機設備、仮店舗内部造作費、簡易間仕切り、事務机、椅子、キャビネット、応接セット、ロッカー、金庫、パソコン、LAN 設備、コピー機、エアコン、テレビ、冷蔵庫、レジスター、看板・ネオンサイン、自動販売機、その他
飲 食 業	食卓・椅子、カラオケ、厨房用品、冷蔵庫、その他
理・美容業	理・美容椅子、消毒殺菌器、洗面設備、タオル蒸器、サインポール、湯沸器、その他
クリーニング業	洗濯機、脱水機、ドライ機、プレス、給排水設備、その他
医療・薬局業	陳列ケース、ベッド、エックス線装置、顕微鏡、心電計、調剤機器、ファイバースコープ、消毒・殺菌用機器、手術機器、歯科診療用ユニット、給食用厨房設備、その他
小 売 業	陳列ケース、肉切断機、電子秤、冷凍機、冷蔵庫、自動販売機、その他
加工・修理業	旋盤、ボール盤、フライス盤、プレス、測定工具、検査工具、その他
ガソリン給油業	計量器、洗車機、オイルタンク、独立キャルピー、コンクリート防壁、その他
土 木 建 築 業	パワーショベル、ブルドーザー、ランマー、レベル、トランシット、排水ポンプ、ポータブル発電機、その他
娯 楽 業	パチンコ機、パチスロ機、パチンコ機取付台工事、両替機、店内監視装置、その他
農業・畜産業	ビニールハウス、ボイラー、噴霧器、土壌消毒器、野菜洗浄機、畜舎・堆肥舎、農業用エアコン、その他
漁 業	漁船、揚網装置、漁網、船外機、いけす、GPS、魚群探知機、その他
不動産貸付業	駐車場舗装、浄化槽、緑化施設、擁壁、フェンス、自転車置場、屋外給排水電気設備、下水道接続工事、その他
太陽光発電※	太陽光パネル、架台、接続箱、パワーコンディショナー、表示ユニット、電力量計、フェンス、その他

※太陽光発電の課税対象について

	10キロワット未満の発電設備	10キロワット以上の発電設備
個人（住宅用）	住宅用設備のため、申告対象外	事業用資産に該当するため、申告対象
個人（事業用） 法 人	事業用資産に該当するため、申告対象	

- 屋根材としての建材型ソーラーパネルは家屋として評価されますので申告対象外です。
- 賃貸住宅の屋根に設置した太陽光発電設備は、不動産賃貸業の業務の一部として取り扱います。

4 建築設備における家屋と償却資産の区別

家屋（建物）には、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、消火設備、運搬設備などの家屋と一体となって家屋の効用を高める建築設備が取付けられていますが、固定資産税においては、家屋と償却資産を区分して評価しています。このうち、取り外しが容易で別の場所に自在に移動のできるもの、屋外に設置された配線または配管、特定の生産または業務の用に供されるもの等については、償却資産として取り扱います。

次表は、一般的な設備について例示したものです。設備の種類や取り付け状況等により、家屋と償却資産の区分が困難なものもあると思われますので、詳細については、江田島市税務課資産税係までお問い合わせください。

設備の種類	設備の分類	償却資産の申告対象となるもの	家屋評価に含めるもの
電気設備	変電設備	受変電設備(配線・配管を含む)	—
	予備電源設備	蓄電池・発電機設備(配線・配管を含む)	—
	中央監視制御設備	装置一式(配線・配管を含む)	—
	動力配線設備	特定の生産または業務用の設備(工場等機械の動力源である動力配線)	家屋と一体の設備一式
	電力照明設備	屋外照明設備、特定の生産または業務用の設備(ネオンサイン、スポットライト、灯光器等)	家屋と一体の設備一式 屋内照明設備、分電盤
	電話設備	交換機、電源装置等の装置	配線および配管
	インターホン設備※	—	設備一式
	拡声設備	マイクロホン等の機器類	配線および配管
	電気時計設備	時計、配電盤等の装置・機器類	配線および配管
ガス設備		屋外配管	屋内配管、バルブ、排気筒
空調設備		壁掛型ルームエアコン	家屋と一体の設備一式
消火設備	屋内消火栓設備	ホースおよびノズル、消火器	消火栓等の設備
給水設備	給水設備	井戸、独立高架水槽、屋外設備	高架水槽、受水槽
運搬設備		ベルトコンベア、垂直搬送機	エレベーター、エスカレーター
冷凍冷蔵設備		特定の生産または業務用の設備(業務用の冷凍・冷蔵設備(配管を含み、断熱材および防熱ドアを除く。))	—
厨房設備		顧客の求めに応じるサービス設備(飲食店、旅館、社員食堂等の設備)	サービス設備以外の設備一式
外構工事	外構工事	工事一式	

※平成26年1月1日以前に取付した親機、子機は、償却資産として取扱います。

5 賃貸ビル等に附加施工された内装、造作、建築設備等について

賃貸ビル等を借り受けて事業をされている方(テナント等)が、ご自身の費用により附加施工または譲渡等によって取得された内装、造作、建築設備等で事業の用に供することができる資産については、地方税法および本市市税条例により、賃貸ビル等を借り受けて事業をされている方を所有者とみなし、その内装、造作、建築設備等を償却資産とみなして課税することとなります。

この場合、賃貸ビル等を借り受けて事業をされている方が、当該附加施工した資産について償却資産(構築物等)として申告していただく必要があります。

6 国税との主な相違点について

(1) リース資産について

国税においては、平成20年4月1日以降に締結した所有権移転外ファイナンスリースに

ついて、原則として、売買に準じた方法によることとされました。固定資産税（償却資産）においては、従前と同様に資産の所有者である賃貸人（リース会社等）が、当該資産の申告をしていただく必要があります。ただし、所有権移転を伴うファイナンスリースについては、賃借人が当該資産の申告をしていただく必要がありますのでご注意ください。

(2) 減価償却について

項 目	地方税(固定資産税)の取扱い	国税(所得税・法人税)の取扱い
償 却 計 算 の 期 間	暦年(賦課期日制度)1月1日	事業年度
減 価 償 却 の 方 法	定率法のみ ・固定資産評価基準別表第15「耐用年数に応ずる減価率表」に定める減価率 (P13参照) ※法人税法等の「旧定率法」で使用する償却率と同じです。	定率法・定額法の選択制 【定率法選択の場合】 ・平成24年4月1日以降に取得された資産:「定率法(200%定率法)」を適用 ・平成19年4月1日から平成24年3月31日までに取得された資産:「定率法(250%定率法)」を適用 ・平成19年3月31日以前に取得された資産:「旧定率法」を適用
前年中の新規取得資産の償却方法	半年償却	月割償却
圧縮記帳制度の適用	認められません	認められます
租税特別措置法の適用 (特別償却・割増償却制度等)	認められません	認められます
評価額(残存価額)の最低限度額	取得価格の5%	1円
改良費の評価方法	区分評価(改良を加えられた資産と改良費を区分して評価します。)	原則区分評価
建設仮勘定 簿外資産 償却済資産	事業の用に供していれば課税	減価償却していない(注)
所有権移転外リース取引の資産	所有者(賃借人)に課税	原則として賃借人が減価償却
注: 建設仮勘定でも事業の用に供している場合は、国税でも減価償却が認められています。		

Ⅱ 償却資産の申告について

1 申告が必要な方

令和6年1月1日現在、江田島市内に事業用の償却資産を所有している個人または法人、例えば、工場、商店、アパート、駐車場、事務所、農業、漁業、事業用の設備などを所有している方です。

また、次の(1)～(4)に該当する方々も申告が必要になります。

- (1) 償却資産を他に貸している方
- (2) 割賦販売の場合等、所有権が売主に留保されている償却資産は原則として買主の方
- (3) 償却資産の所有者がわからない場合は、使用されている方
- (4) 償却資産を共同で所有されている方（各々の持分に応じて個々に申告されるのではなく、共有者全員が連名で申告していただくこととなります。）

※資産の増減のない場合、廃業・解散・休業または該当する資産がない場合でも、「償却資産申告書」の「18 備考(添付書類等)」にその旨を記入し、申告してください。

2 申告の対象となる資産

申告の対象となる資産は、令和6年1月1日現在において事業の用に供することができる資産で、次の(1)～(11)のいずれかに該当するものです。

なお、特別償却、割増償却、圧縮記帳については、これを行わなかったものとして申告してください。

また、消費税については、法人税および所得税において、税込経理方式を採用している場合は税込みとなり、税抜経理方式を採用している場合は税抜きとなります。

- (1) 税務会計上で減価償却の対象としている資産
- (2) 建設仮勘定で経理されている資産
- (3) 決算期以降に取得された資産で未だ固定資産勘定に計上されていない資産
- (4) 簿外資産（会社の帳簿には記載されていない資産）
- (5) 償却済資産（税務会計上、償却済資産）
- (6) 遊休資産（稼働を休止しているが、利用可能な資産）
- (7) 未稼働資産（既に完成または据付済であるが、未だ稼働していない資産）
- (8) 大型特殊自動車（陸運局への登録の有無にかかわらず償却資産に該当します。）
- (9) 賃貸ビル等を借り受けて事業をされている方が、ご自身の費用で附加施工された内部造作等および譲渡等によって取得された内部造作等で、事業の用に供することができる資産
- (10) 美術品等のうち、取得価額が1点100万円未満であるもの
- (11) 耐用年数が1年以上で、かつ1個（または1組）あたりの取得価額が10万円以上（取得時期により20万円以上）の資産（詳細については、【償却方法と取得価額による申告一覧】を参照してください。）

3 申告の対象とならない資産

次の(1)～(9)に該当する資産は、償却資産の課税対象にならないので申告の必要はありません。

- (1) 使用可能期間が1年未満または1個（または1組）あたりの取得価額が10万円未満（取得時期により異なる）の償却資産で、税務会計上一時に損金または必要な経費に算入されたもの（詳細については、【償却方法と取得価額による申告一覧】を参照してください。）
- (2) 1個（または1組）あたりの取得価額が20万円未満の償却資産で、税務会計上3年間で一括して損金または必要な経費に算入されたもの（詳細については、【償却方法と取得価額による申告一覧】を参照してください。）
- (3) 棚卸資産（本来減価償却すべき資産を除く。）
- (4) 無形減価償却資産（ソフトウェア（平成12年4月1日以降取得分）営業権、特許権等）
- (5) 繰延資産（創設費、開業費等）
- (6) 自動車税または軽自動車税の課税対象となる自動車等
- (7) 生物（ただし、鑑賞用・興行用のものは申告対象）、立木、果樹
- (8) 美術品等（取得価額が1点100万円未満であるものを除く。）
- (9) 1月2日以降に取得し、翌年1月1日までの間に減少した資産

【償却方法と取得価額による申告一覧】

	取得時期	取得価額	国税の取扱い	償却資産の申告
個人の場合	平成元年3月31日までに取得した資産	10万円未満	必要経費	申告対象外
		10万円以上	減価償却	申告対象
	平成元年4月1日から平成10年12月31日までに取得した資産	20万円未満	必要経費	申告対象外
		20万円以上	減価償却	申告対象
	平成11年1月1日以降に取得した資産	10万円未満	必要経費	申告対象外
		10万円以上	3年一括償却	申告対象外
20万円未満		減価償却	申告対象	
20万円以上	減価償却	申告対象		
法人の場合	平成元年3月31日までに取得した資産	10万円未満	損金算入	申告対象外
			減価償却	申告対象
	10万円以上	減価償却	申告対象	
		減価償却	申告対象	
	平成10年3月31日以前に開始された事業年度に取得した資産	20万円未満	損金算入	申告対象外
			減価償却	申告対象
	20万円以上	減価償却	申告対象	
		減価償却	申告対象	
	平成10年4月1日以降に開始された事業年度に取得した資産	10万円未満	損金算入	申告対象外
3年一括償却			申告対象外	
減価償却			申告対象	
10万円以上		3年一括償却	申告対象外	
		20万円未満	減価償却	申告対象
20万円以上	減価償却	申告対象		

(注) 租税特別措置法の規定による少額償却資産（取得価額30万円未満）の損金算入は国税のみの適用となり、この規定の適用を受けた資産は固定資産税（償却資産）の申告の対象となります。

4 申告方法と提出書類

区分	申告していただく方	申告していただく資産	提出書類
全資産申告	・令和5年1月2日以降 新たに事業を開始された方 ・全資産申告をお願いした方 ・電算申告をされる方	令和6年1月1日現在 所有している全資産	・令和6年度償却資産申告書 ・種類別明細書(増加資産・全資産用)
増加・減少資産申告	令和5年1月2日以降 資産の増加・減少のあった方	令和5年1月2日から 令和6年1月1日までに 増加および減少した資産	・令和6年度償却資産申告書 ・種類別明細書(増加資産・全資産用) ・種類別明細書(減少資産用)
	令和5年1月2日以降 資産の増加・減少のなかった方		令和6年度償却資産申告書 備考欄の「令和5年1月2日～ 令和6年1月1日の固定資産税(償却 資産)に該当する資産の増減」の「無」 を○で囲んでください。
申告漏れ資産	令和5年1月1日以前に取得した 資産で申告漏れ・申告誤り等が ある方	申告漏れ等があった資 産	上記の提出書類とは別に、 ・申告漏れ等に係る各年度の償却資 産申告書 ・必要に応じて、種類別明細書(増加 資産・全資産用)(減少資産用)

*申告した後、申告事項に誤りがありましたら修正申告をしてください。

*申告書の書き方がわからない場合は、次の資料をご用意のうえ税務課資産税係までお越しください。

①固定資産台帳 ②法人税決算報告書または所得税確定申告書

5 申告書の提出先等

- (1) 江田島市市民生活部税務課資産税係へご提出ください。江田島・能美・沖美市民センター及び三高支所でも受付は可能ですが、申告に当たってのご相談、お問い合わせは直接税務課資産税係をお願いします。
- (2) 所有する資産が僅少であっても、申告書は必ず提出してください。
- (3) 決算期日以降1月1日までに取得された資産について、申告漏れのないよう注意してください。

6 郵送で申告される方へ

申告書を郵送で提出される方で、控の返送を希望される場合は、必ず切手を貼った返信用封筒を同封してください。同封されていない場合は控を返送しませんので、ご了承ください。

7 申告期限

令和6年1月31日(水)

なるべく1月19日(金)までに申告していただきますようご協力をお願いします。

★eLTAX(エルタックス)により償却資産申告書が提出できます。

- ・オフィスやご自宅からインターネットを使用して申告ができます。
- ・eLTAX(エルタックス)に対応している複数の地方公共団体へまとめて申告ができます。
- ・eLTAX(エルタックス)対応の市販会計ソフト等で作成した申告書がそのまま申告できます。

★eLTAXの利用手続きなどの詳細はホームページ等でご確認ください。

<http://www.eltax.lta.go.jp/>



エルタックス

検索

8 マイナンバー(個人番号・法人番号)の記載について

平成28年度の申告から、申告書にマイナンバーの記載が必要になりました。個人の方は12桁の個人番号を、法人の方は13桁の法人番号を所定の記載欄に記載してください。

マイナンバーの記載がない場合でも、申告書は有効なものとして受理します。また、確認資料の不備等により、番号確認や本人確認ができない場合、申告書への個人番号の記載がないものとして受理することもありますので、予めご了承ください。

9 課税標準の特例が適用される償却資産

地方税法に規定する一定の要件を備えた償却資産は、課税標準の特例が適用され、固定資産税が軽減されます。

特例が適用される償却資産の例

特例対象資産	根拠規定(地方税法)		特例率	適用期間	添付書類
	条	項号			
内航船舶	第349条の3	第5項	1/2	—	船舶原簿、船籍票および登録票の写し等
先端設備等の新規取得	附則第15条	第45項	1/2	3年	先端設備等導入計画に係る認定申請書の写し、先端設備等導入計画の写し 本市より認定を受けた先端設備等導入計画の認定書の写し 当該資産に係る工業会指定の仕様等証明書の写し
			1/3	最大5年※	従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面の写し

※ 賃上げ方針を計画内に位置付けて、従業員に表明した場合は、以下の期間に限り、課税標準の特例率を3分の1とします。

令和5年4月1日～令和6年3月31日までに取得したもの：5年分

令和6年4月1日～令和7年3月31日までに取得したもの：4年分

10 実地調査等のお願い

申告書受理後、申告内容の確認や未申告者の資産調査のため、地方税法第353条及び第408条の規定に基づいて電話でのお問い合わせや資料提供のご依頼、実地調査を行う場合がありますので、その際にご協力をお願いいたします。

また、地方税法第354条の2の規定に基づき、所得税または法人税に関する書類について税務署で閲覧を行うことがあります。

なお、実地調査等により、修正申告をお願いすることがあり、資産の所得年に応じて遡及課税等を行うことがありますので、ご理解とご協力をお願いします。

11 申告をしなかった場合・虚偽の申告をした場合

正当な理由がなく申告されない場合は地方税法第386条及び本市市税条例第75条の規定より、10万円以下の過料を科されることがあるほか、地方税法第368条の規定により、不足税額に加えて延滞金を徴収されることがありますので、期限までに必ず申告してください。また虚偽の申告をされた場合には、地方税法第385条の規定により罰金等を科せられることがあります。

12 非課税となる償却資産

地方税法第348条及び同法附則第14条の規定に該当する資産には、固定資産税は課税されません。非課税該当資産を新たに取得された方または使用用途等に異動の生じた方は、本市市税条例の規定により申告書の提出が必要です。詳細については、江田島市税務課資産税係へお問い合わせください。

Ⅲ 申告書等の主な記載方法について

1 償却資産申告書

令和4年度の申告分から、控用複写用紙を廃止しています。控えが必要な方は必ず提出前にコピーを取っていただきますようよろしくお願いいたします。

令和 年 月 日		令和 6 年度		第2号様式 (提出用)	
江田島市長様		償却資産申告書 (償却資産課税台帳)		※所有者コード 12345678 (7)	
1 住所	〒737-2297 広島県江田島市大柿町大原505番地 (電話 0823-43-1636)	2 個人番号又は法人番号	1234567890123	8 短縮耐用年数の承認	有・無
2 氏名	かふしきがいしゃ えたじませいさくしよ 株式会社 江田島製作所 代表取締役 江田島 太郎	3 事業種目 (資本金の金額) 15 百万円	③ 金属品製造	9 増加償却の届出	有・無
3 資産の種類	取得価額	4 事業開始年	④ 昭和45年 3月	10 非課税該当資産	有・無
1 構築物	8,919,000	5 この申告に 応答する の係及 氏名	⑤ 経理課 江田島 一郎 (電話 0823-43-1636)	11 課税標準の特例	有・無
2 機械及び器具	48,380,370	6 税理士等の 氏名	⑥ 税理士 江田島 花子 (電話 0823-57-4431)	12 特別償却又は圧縮記載	有・無
3 船舶		7 市(区)町村内 における事業所 等資産の所在地		13 税務会計上の償却方法	定率法・定額法
4 航空機		12 本市工場 大柿町大原505番地		14 青色申告	有・無
5 車両及び運搬具	9,796,000	13 江田島工場 江田島町中央一丁目1番1号			
6 工具、器具及び備品	4,122,030	14 借用資産		15 能美リース株式会社	
7 合計	71,217,400	16 事業用家屋の所有区分		16 自己所有・借家	
		17 備考(添付書類等)		1. 異動あり(増加資産) 減少資産	
		2. 異動なし		2. 異動なし	
		3. 廃業・解散・転出・その他(上記事実の発生年月日(年 月 日))		3. 廃業・解散・転出・その他	
		4. 該当資産なし		4. 該当資産なし	

- 個人事業主は代表者の住所登録地、法人の場合は法人の所在地を記入してください。なお、令和4年度の申告から印鑑は必要ありません。
- 個人事業主はマイナンバー、法人で番号の記載がない場合は法人番号を記入してください。
- 事業種目を具体的に記載してください。法人の場合は資本金等の金額を記入してください。
- 個人事業主は事業の開始年月を、法人は設立年月を記入してください。
- この申告について直接応答される方の部署名、氏名及び電話番号を記入してください。
- この申告書を税理士等が作成した場合は、税理士等の氏名及び電話番号を記入してください。
- 該当する方を○で囲んでください。
- 昨年の申告を基に、取得価額を記載しています。記載がない場合は、令和5年1月1日までに取得した全資産の取得価額を資産の種類別に合計して記入してください。
- 令和5年1月2日から令和6年1月1日までに減少した資産の取得価格を資産の種類別に合計して記入してください。
- 令和5年1月2日から令和6年1月1日までに増加した資産の取得価格を資産の種類別に合計して記入してください。
- 差引合計額を記入してください。
- 江田島市内にある事業所等資産の所在地を記入してください。事業所等が1か所だけで所在地が「住所」と同じ場合は記入不要です。
- 借用資産の有無について、該当する方を○で囲んでください。借用資産がある場合貸し主の名称等も記載してください。
- 該当する方を○で囲んでください。
- 自社電算申告をされる方のみ、記入してください。
- 令和6年1月1日時点での、償却資産に該当する項目番号を○で囲んでください。「異動あり」の場合は、増加または減少の別を○で囲んで、該当する種類別明細書を作成してください。「廃業・解散・転出・その他」の場合は、該当する項目を○で囲んで当該事実の発生日を記入してください。「その他」の場合は、「□△会社と合併し×★会社へ」等、具体的に記入してください。償却資産をお持ちでない方は、「4. 該当資産なし」を○で囲んで提出してください。

2 種類別明細書(増加資産・全資産用)

この明細書は感圧式の2枚複写となっています。1枚目(提出用)を提出し、2枚目(控用)は申告者が保管してください。

次の①～⑫は必須項目ですので、必ず記入してください。

令和 6 年度 ①		種類別明細書(増加資産・全資産用)										第26号様式別表1(提出用)			
所有者コード ②		所有者名 ③										1枚のうち ④			
1 2 3 4 5 6 7 8		株式会社 江田島製作所										1枚目			
行番 ⑤	資産コード ⑥	資産の名称等 ⑦	数 ⑧	取得年月 ⑧		取得価額 ⑨	耐用年数 ⑩	原価 ⑪	課税標準の特例 ⑫	課税標準額 ⑬	増加事由 ⑭	摘要 ⑮			
				年	月								十	百	千
01	1	駐車場舗装	1	15	3	7	2530000	10	0						
02	2	変電設備	1	15	3	8	12250000	15	0						
03	6	応接セット	1	15	3	9	780000	5	0						
04	6	製図台	1	14	3	1	360000	8	0						申告漏れ
05	6	ルームエアコン	1	15	3	9	450000	6	0						
06								0							
20								0							
小計			5				16370000								

注意「増加事由」の欄は、1新品取得、2中古品取得、3移動による受け入れ、4その他のいずれかに○印を付けてください。

- ① 申告年度の「6」を記入してください。
- ② 所有者コードは申告書と同じコードを記入してください。
- ③ 所有者名を記入してください
- ④ この明細書の総頁数そのうち何枚目であるかを記入してください。
- ⑤ 資産の種類
各資産に対応するコード(数字)を記入してください。
構築物-1、機械及び装置-2、船舶-3、航空機-4、車両及び運搬具-5、器具及び備品-6
- ⑥ 資産の名称等
資産の名称、規格等を記入してください。
- ⑦ 数量
資産の数量を記入してください。
- ⑧ 取得年月
取得した年月を和暦で記入してください。年号は、令和-5、平成-4、昭和-3と記入してください。
- ⑨ 取得価額
当該資産を取得(制作、改良を含む)するために、通常支出すべき金額(買入れ手数料、斡旋料、輸送、据付費等を含めたもの)を記入してください。また、圧縮記帳を行った資産については、これを行わなかったものとした取得価額を記入してください。なお、消費税については、税込経理方式を採用していれば税込となり、税抜経理方式を採用していれば税抜となります。
- ⑩ 耐用年数
「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」による耐用年数を記入してください。また、中古資産を取得した場合で、減価償却資産の耐用年数等に関する省令第3条第1・2項の規定による耐用年数によるものは、その耐用年数を記入してください。
- ⑪ 増加事由
用紙下方の注意書きを参考に該当する番号を○で囲んでください。
- ⑫ 摘要
当該資産について、次のような事項を記入してください。
・非課税又は課税標準の特例がある資産についてはその適用条項(例 法349条の3第1項)
・他の市町村から移動して受け入れた資産については、その旨の表示と移動年月日
・貸付資産については、貸付先の氏名又は名称
・その他、当該資産の価額の決定に当たって必要な事項(例 申告漏れ等)

IV 償却資産の評価と課税について

1 償却資産の評価

資産1個（または1組）ごとに、次の算式によりその資産の評価額を計算します。国税の減価償却計算とは異なる部分がありますので、ご注意ください。

ア 前年中に取得したもの（令和5年1月2日から令和6年1月1日まで）
 $\text{取得価額} \times (1 - \text{耐用年数に応ずる減価率} \times 1/2) = \text{評価額}$

イ 前年前に取得したもの（令和5年1月1日以前）
 $\text{前年度の評価額} \times (1 - \text{耐用年数に応ずる減価率}) = \text{評価額}$
 以降、毎年この方法により計算し、取得価額の5%まで減価します。

（例）エアコン1台あたりの評価額

取得価額 1,000,000円
 取得時期 前年4月
 耐用年数 6年 → 減価率=0.319（下記の減価残存率表参照）

- ・今年度 = 1,000,000円 × (1 - 0.319 × 1/2) = 840,000円
- ・翌年度 = 840,000円 × (1 - 0.319) = 572,040円
- ・翌々年度 = 572,040円 × (1 - 0.319) = 389,559円

以降、評価額は毎年同様の方法で減価し、最低限度50,000円（取得価額の5%）からは減価しません。

※ 固定資産税（償却資産）における減価率については、次表のとおりです。

＜耐用年数に応ずる減価率（固定資産評価基準別表第15）および減価残存率表（抜粋）＞

耐用年数	減価率 (r)	減価残存率		耐用年数	減価率 (r)	減価残存率		耐用年数	減価率 (r)	減価残存率	
		前年中取得分 (1-r/2)	前年前取得分 (1-r)			前年中取得分 (1-r/2)	前年前取得分 (1-r)			前年中取得分 (1-r/2)	前年前取得分 (1-r)
2	0.684	0.658	0.316	16	0.134	0.933	0.866	30	0.074	0.963	0.926
3	0.536	0.732	0.464	17	0.127	0.936	0.873	31	0.072	0.964	0.928
4	0.438	0.781	0.562	18	0.120	0.940	0.880	32	0.069	0.965	0.931
5	0.369	0.815	0.631	19	0.114	0.943	0.886	35	0.064	0.968	0.936
6	0.319	0.840	0.681	20	0.109	0.945	0.891	36	0.062	0.969	0.938
7	0.280	0.860	0.720	21	0.104	0.948	0.896	40	0.056	0.972	0.944
8	0.250	0.875	0.750	22	0.099	0.950	0.901	41	0.055	0.972	0.945
9	0.226	0.887	0.774	23	0.095	0.952	0.905	45	0.050	0.975	0.950
10	0.206	0.897	0.794	24	0.092	0.954	0.908	50	0.045	0.977	0.955
11	0.189	0.905	0.811	25	0.088	0.956	0.912	55	0.041	0.979	0.959
12	0.175	0.912	0.825	26	0.085	0.957	0.915	60	0.038	0.981	0.962
13	0.162	0.919	0.838	27	0.082	0.959	0.918	65	0.035	0.982	0.965
14	0.152	0.924	0.848	28	0.079	0.960	0.921	75	0.030	0.985	0.970
15	0.142	0.929	0.858	29	0.076	0.962	0.924	100	0.023	0.988	0.977

2 課税標準額および税額

1により計算した各資産の評価額を合算した額を課税標準額（千円未満切捨て）として、次の算式により固定資産税額（100円未満切捨て）を計算します。

$$\text{固定資産税額} = \text{課税標準額} \times \text{税率}(1.4\%)$$

3 免税点

課税標準額が150万円（免税点）未満である場合は、固定資産税は課税されません。免税点未満の場合は、納税通知書は送付いたしません。

4 納付方法

市から送付する納税通知書(納付書)により、5月、7月、9月、11月の4回に分割して納付していただくこととなります。